

15. 蒲郡市

2008年10月 日

各市町村長様
各市町村議會議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいっそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しが実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(答) 陳情については、確かに聞きしました。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

(答) サービス給付費が上昇している現状から、困難と考える。(長寿課)

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(答) 現状どおりの維持に努めたい。(長寿課)

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(答) 現状どおり(長寿課)

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

(答) 現状どおり。同居家族がいる場合の利用については、事業所に改めて通知を行った。
(長寿課)

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

(答) 市での設置は不可能なため、法人等の設置に期待する。(長寿課)

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援

をしてください。

(答) 全国的に処遇改善の動きがある中で、その動向を見守りたい。(長寿課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(答) 現状どおりとし、栄養改善・見守り事業として実施していく。(長寿課)

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(答) 列記の支援は実施の考えはないが、高齢者の外出支援として実施する催事については、助成をしている。(長寿課)

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(答) 一部ではあるが、いきいきサロンに対する助成は実施している。(長寿課)

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(答) 国の指導のとおり実施している。(長寿課)

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(答) 主治医の意見書等により判断をしているため、申請により対応を行なう。(長寿課)

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(答) 市単独助成で、ひとり暮らし非課税者も対象としています。また、平成20年3月31日において、福祉給付金支給要綱における支給対象者であった者が、後期高齢者福祉医療費給付における受給者となるまでの間、医療費の一部を助成します。(保険年金課)

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(答) 後期高齢者医療制度の資格証明書の発行等に関する実施主体は、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合です。(保険年金課)

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(答) 愛知県補助金要綱が、65～74歳の障がい者を適用除外しており、県に準じて市条例も適用除外としています。(保険年金課)

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

(答) 愛知県後期高齢者医療広域連合の保健事業にあわせて行う考えです。(保険年金課)

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(答) 子ども医療費助成制度については、市単独助成で、小学校1年生から6年生までの通院を無料化しており、それ以上の拡大については、実績、財政状況等を考慮し、今後検討します。(保険年金課)

②妊娠婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。(健康推進課)

(答) 公費負担による妊婦健康診査は、平成20年度から2回を5回とし実施していますが、21年度については、検討中です。(健康推進課)

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(答) 一般会計からの繰入金は法定分とその他分とがあります。その他分については、地方単独事業実施による国庫支出金の減額分及び基金積立分を繰り入れています。現在、市の一般会計は非常に厳しい状況にあるため、現行以上の繰り入れは考えていません。国保運営の経営努力を引き続き推進します。なお、平成20年度に低所得者減免において、減免額の拡充を行いました。(保険年金課)

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(答) 法律の規定に基づき、蒲郡市国民健康保険税条例を制定し、所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割で国保税を負担していただいている。一部の年齢層を賦課対象としないとする考えは持っていません。(保険年金課)

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(答) 現在、国保財政は厳しい状況にあり、新たに減免制度を創設する考えはありません。現行の国保税減免制度および軽減制度を適切に運用してまいります。(保険年金課)

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(答) 現在、国保財政は厳しい状況にあり、これ以上減免制度を拡充する考えはありません。現行の減免制度及び軽減制度を適切に運用してまいります。(保険年金課)

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

(答) 資格証明書の交付は、保険税収納を図る方法のひとつであります。納付困難な世帯には世帯の実情に応じて納税していただけるよう納税相談に応じています。(保険年金課)

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(答) 納付困難な被保険者には納税相談に応じています。(保険年金課)

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

(答) 保険税の年金天引きは、確実に納税が行われるメリットがあります。過去2年間滞納なく納税されている方は、申し出により希望の口座から口座振替に変更できますし、既に口座振替で納税されている方は年金からの引き落とは行いません。(保険年金課)

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

(答) 当市の一部負担金の減免制度は、その水準で運用しています。(保険年金課)

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

(答) 通所施設・在宅サービス利用者負担軽減措置の資産要件を撤廃することは、現在のところ考えておりません。(福祉課)

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(答)日常生活用具を除いた地域生活支援事業の負担額を合算して負担上限月額を適用しております。補装具の利用料負担軽減については、現在のところ考えておりません。(福祉課)

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

(答) インタビュー形式で障害関係者(3障害の家族等)と事業所・施設関係者から相談支援、自宅や地域での生活支援、就労支援などについて意見を聞き、計画策定に努めています。(福祉課)

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(答)

- ・ 特定健診に係る自己負担はありません。なお、実施期間は健診結果により保健指導を行う場合があるため通年とはできません。(保険年金課)
- ・ がん検診については、自己負担金を無料にする考えはありませんが、歯周疾患検診については、無料で実施しています。また、実施期間については、がん検診は基本的に4月から翌年2月まで(20年度はシステム機器の更新により開始時期が遅れ7月となりました)、歯周疾患検診は、6月から翌年3月までとし、実施期間の変更は考えていません。

乳がん・前立腺がん・歯周疾患検診については、個別医療機関委託方式のみで実施し、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん検診は、個別と集団の両方で実施しています。(健康推進課)

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

(答)歯周疾患検診は、40・45・50・55・60・65・70歳の方を対象に無料で実施しています。(健康推進課)

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

(答)平成20年4月30日に地方税法が改正され、それを受け蒲郡市市税条例の改正を行い、平成21年10月から住民税の公的年金からの特別徴収が実施されます。改正の理由は公的年金受給者の納税の便宜を図るという観点、また徴収の効率化を図るという観点の両面から特別徴収の制度が設けられたものでございます。地方税の賦課徴収は地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによることとされていますので、住民税の公的年金からの特別徴収は実施いたします。(税務収納課)

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

(答)下記1, 2, 3の意見書・要望書の提出については確かにお聞きしました。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解

- 体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上